別添資料

１　ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からの
主なご意見・ご要望に対する回答（令和7年度下半期分）・・・P.1
２「人材開発支援策」のご案内 ・・・

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和７年10月１日から令和８年３月31日まで）

・件数　17件

※件数は、送信フォームに送付された件数であり、１つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、１件とカウントしております。

※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。

・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	求職者支援訓練	６ヶ月の訓練コースを実施した場合、３ヶ月ごとに認定職業訓練実施基本奨励金を申請している。前半3ヶ月の出席率が100％であった場合、後半３ヶ月の出席率が各月80％未満でも、合計80％を超える出席率で修了要件を満たすことができるにもかかわらず、後半３ヶ月の基本奨励金は各月80％を切っているので、支給を受けることができない。 ６ヶ月まとめて申請した場合は全期間分の基本奨励金を受給できるのに、３ヶ月ごとに申請した場合は３ヶ月分しか受給できないことになるため、訓練期間全体を通じて出席率要件を満たしている場合は、最終支給時に差額を補填できる仕組みを導入する等改善してほしい。 例えば、以下のとおり運用を変えられないか。 ３ヶ月終了後前半3ヶ月の基本奨励金を提出し、６ヶ月の訓練終了後に６ヶ月分の基本奨励金を提出する。６ヶ月分の基本奨励金金額から前半３ヶ月分として支給された基本奨励金金額を差し引いた分を後半の基本奨励金金額として支給する。	認定職業訓練実施奨励金は、支給単位期間ごと等の訓練実施状況を確認した上で支給しております。事務処理への影響等も踏まえながら、どのような取扱いが適切か検討してまいります。
2	求職者支援訓練	求職者支援訓練における疾病又は負傷による欠席の証明について、医療機関の受診証明や診断書の提出を要件とするなど、基準を明確化できないか。	感染症に感染した場合による欠席については、欠席理由を客観的に確認できる書類により判断することとしており、「医療機関又は調剤薬局の領収書」「処方箋袋」「薬剤情報提供書」「診療明細書」のいずれか１つ以上及び「申告書」により確認を行うこととしております。
3	求職者支援訓練	物価上昇や講師確保の観点等から、奨励金等の単価を引き上げるべきではないか。	令和７年12月23日に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、令和８年度予算において、これまでも実施しているデジタルリテラシーのカリキュラム内容に加えて、情報セキュリティに関する事項を必須事項とし、当該カリキュラムに対応するため、令和８年10月開講コースより、委託費等の単価を１人当たり月3,000円引き上げることを盛り込んでいるところです。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
4	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	①就職活動による欠席が出席率低下として扱われる現行制度は、早期就職促進という制度目的と矛盾していないか。 ②インフルエンザ等の欠席について、感染拡大防止の観点からは無理な出席を避けるべきであり、医療機関の証明がある場合は公欠又は出席相当として扱うことはできないか。	①ハローワークの指示による就職活動に伴う欠席については、確認書類により事実確認ができる場合、出席率算定の対象から除外しております。 ②インフルエンザ等による欠席については、ご指摘のとおり感染拡大防止の観点により、認定職業訓練実施奨励金の支給に際して出席率算定の対象から除外することができます。
5	公共職業訓練（委託訓練）	受講生の欠席理由は訓練実施機関の責任によらない場合が多い一方で、出席率が８割未満となった場合に委託料が支払われない取扱いは、委託校に過大な経済的負担を強いるものである。加えて、欠席時であっても訓練実施機関は状況確認等必要な対応を実施しているため、出席率80％未満で委託費を全額不支給とする委託費の支給基準の見直しをするべきではないか。または、出席率に関わらず、退校日までの管理業務等を考慮した按分による委託費の支給を導入できないか。	受講者の多くが技能習得の機会として、訓練を確実に受講していることを量的に担保するため、出席率８割以上について委託費等を支払う仕組みとしていることについて、ご理解いただきたく存じます。
6	求職者支援訓練	求職者支援訓練の実施期間中における実施状況確認は予告なく急遽実施されることがあり、訓練の一時中断等支障が生じるため見直してほしい。	事前に通知を行うことのない実施状況調査については、不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見を目的に行っているものであり、求職者支援訓練の適正な運用を確保するために必要な調査であると考えておりますが、ご指摘については、今後の参考とさせていただきます。
7	求職者支援訓練	eラーニングコースについて、その都道府県以外の訓練実施機関や受講者が中心となっているため、見直してほしい（各都道府県の事務所に常駐を必須とする要件の新設、ｅラーニングは全国どこからでも受講できるため各地域の認定枠とは別枠で計上する等）。本来受ける資格のあるその都道府県内の受講生が、他都道府県の会社が行うために受けることができなくなる。	求職者支援訓練については、eラーニングコースを含めて、全ての訓練形態において居住地による訓練の受講制限は設けられておりません。受講者の多様な訓練機会の確保の観点からも、ご理解いただきますようお願いします。なお、eラーニングコースは、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方、居住地域に訓練機関がない又は受講を希望する職業訓練が実施されていない事により訓練の受講が困難な方など、訓練受講に配慮が必要な方を対象に設けられたものです。
8	公共職業訓練（委託訓練）	出産を控えている受講生については一定期間就労が困難になると思われるため、退校措置を可能とすることや就職支援経費の算定に含めないようにする等してもらいたい。	出産後の就労の可否や就労開始時期については個々の事情によって異なることから、出産を控えていることのみをもって、当該受講生を就職支援経費の算定対象から除外することや、退校の対象とすることは適当ではないと考えております。いずれにせよ、ハローワークにおいて、適切な受講あっせんに努めてまいります。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
9	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の算定に当たって「週20時間以上の雇用」は見直しが必要ではないか。扶養の範囲内で就職を目指す受講生等がおり、対応が困難な場合もある。ハローワーク窓口における受講希望者への安定就職に関する事前説明を強化してほしい。	一定水準以上の雇用期間を要件としていることは、安定就職につながる訓練の実施を目的としておりますので、ご理解いただきますようお願いします。 後段のご指摘については、ハローワーク窓口における訓練あっせん前の丁寧な制度説明に努めてまいります。
10	公共職業訓練（委託訓練）	若年層を中心に応募の減少が顕著であるため、さらにWEBやSNS等周知・広報に力を入れてほしい。	引き続き、ハローワークにおける制度の一層の周知に努めます。
11	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費に関して、雇用証明書、労働条件通知書、雇用契約書等の提出要件を撤廃してほしい。企業によっては初出社まで発行されない場合があり、また電話確認との重複による過剰な事務負担となっている。	雇用契約書等の写しについては、就職状況報告書の就職先事業所確認欄に就職先事業所から記載がもらえない場合もしくは、訓練受講者が訓練委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合に、雇用の実態を確認するために提出を求めているものであり、公共職業訓練の適正な運用を確保するために必要な事務であることについて、ご理解いただきますようお願いします。
12	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の算定に当たって「４か月以上の雇用期間」について継続更新が見込まれる契約の扱い（派遣社員として就業し、契約が３か月ごとに区切られるものの、実際には同じ派遣先・同じ業務内容で途切れなく更新されている場合等）や年度末による形式的な契約分断への対応（就職先が自治体で雇用期間が年度末までとなっているため4か月以上の雇用にならない場合等）について見直しをしてほしい。	委託訓練については、求職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練を通じて、安定した再就職の実現を目的として実施しているものであることから、一定水準以上の雇用期間を要件としています。ご指摘の３ヶ月未満の継続更新が見込まれる契約等の取扱いについては、ご意見として承り、今後の制度運用等の検討に当たって参考とさせていただきます。
13	公共職業訓練（委託訓練）	発達特性や障害により特別な支援が必要な受講者への対応について、事前の情報共有、支援員配置等の支援制度の整備及び訓練実施機関・行政の役割分担の明確化をお願いしたい。	都道府県において、精神的な支援を必要とする訓練受講生に対するカウンセリング等の実施及び委託訓練実施機関への助言・指導を行うため、メンタルヘルス対策支援員を設置できることとされていることから、まずは、都道府県にご相談ください。
14	求職者支援訓練	訓練の募集における表示内容について、訓練目的に沿った適切な表現や受講希望者に誤解を与えない表記を徹底するよう指導してもらいたい。	求職者支援訓練の募集広告等については、認定申請時に広告案の提出を求め、労働局及び機構において事前確認を実施しております。また、訓練目的に沿わない表現や受講希望者に誤解を与えるおそれのある表示が認められた場合は、適宜指導を行っており、引き続き募集広告等の適正な表示の確保に努めてまいります。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
15	求職者支援訓練	社会人経験が少ない受講生への支援ニーズが高まっていることを踏まえ、応募書類作成やビジネスマナー指導等に十分な時間を確保するため、求職者支援訓練における就職支援時間（集団形式）の上限について、実情に応じて柔軟に設定できるよう見直してもらいたい。	専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与する基礎コースにおいては、「就職活動計画」を18時間以上、「職業生活設計」を12時間以上設定いただいております。 実践コースにおいては、基礎的能力から実践的能力までを一体的に習得する訓練であることから、集団形式で行う就職支援（職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等）について、18 時間を上限として訓練時間に含めることができる取扱いとしております。 なお、カリキュラムの策定に関するご相談は、訓練内容を踏まえ、機構で実施しておりますので、いただいたご意見につきましては、機構に伝達させていただきます。

令和8年10月
改訂版

人材開発に取り組む事業主を支援します！
「人材開発支援策」のご案内

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、
さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、
ぜひご活用ください。

従業員の**スキル向上**を図りたい	全般的な相談	**生産性向上人材育成支援センター** 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設での訓練	**都道府県が実施する訓練** 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2～3
	講師派遣	**ものづくりマイスターなど**	P.3
従業員の**キャリア形成**を促したい	会社で基盤を整備	**職業能力検定認定制度**	P.3
		職業能力評価基準	P4
	従業員自ら活用	**キャリア形成・リスキリング推進事業** キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P5
		教育訓練給付金	P6
		教育訓練休暇給付金	P7
会社の将来を担う若者を**採用・育成**したい		**ユースエール認定制度**	P7
助成金を活用して人材開発に取り組みたい		**人材開発支援助成金**	P.8～9

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL081014開総02

生産性向上人材育成支援センター

全般的な相談　社外訓練

全国のポリテクセンター（職業能力開発促進センター）などに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。
特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します。

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事

ハロトレくん



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、 営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、 倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ・詳しい情報はこちらから

生産性向上人材育成支援センター　検索

都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多いです。



訓練期間	普通課程：原則として1年　短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理　など

お問い合わせはこちらから

都道府県庁　人材開発主管課　検索

認定職業訓練について
詳しい情報はこちらから

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。



訓練期間	概ね２～５日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科　など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための 地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、 自動車整備科　など

お問い合わせはこちらから
都道府県庁　人材開発主管課　検索

在職者訓練に関する
詳しい情報はこちらから

ものづくりマイスター　講師派遣

ニーズにあわせて最適な「ものづくりマイスター」を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」（ものづくり分野等で1級技能士相当以上の指導経験豊富な熟練技能者）が実践的な実技指導を行います。



対象職種	製造・建設・IT系等131職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装、Webデザインなど）
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作　など

受講者の声

- 普通旋盤に初めて触れて、自分で作ることを実感した。作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

詳しくはものづくりマイスターの
ウェブサイトをご覧ください

お問い合わせはこちら
都道府県地域技能振興コーナー　検索

職業能力検定認定制度（団体等検定制度・社内検定認定制度）　キャリア形成

「職業能力検定認定制度」で技能の見える化・標準化を実現！

社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。また、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。ロゴマークを使って対外的にアピールもできますので、本制度を人材開発のためにご活用ください。

【ロゴマーク】

団体等検定　　認定社内検定

認定の効果

- 職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献等の効果が期待できます。

お問い合わせ・詳しい情報はこちら
団体等検定制度　検索

職業能力評価基準

職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

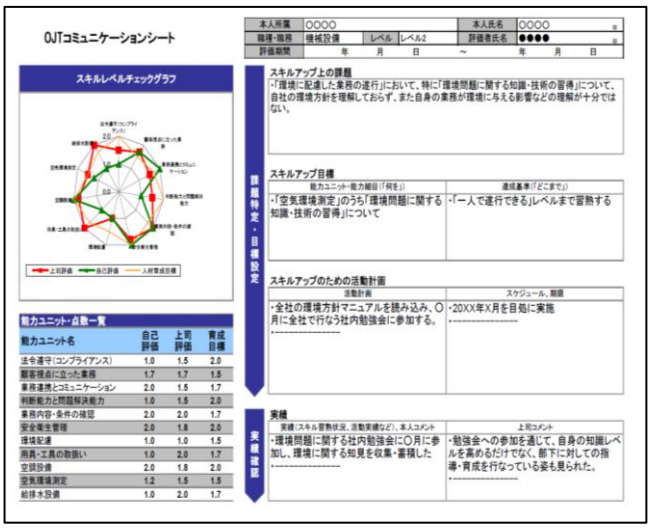

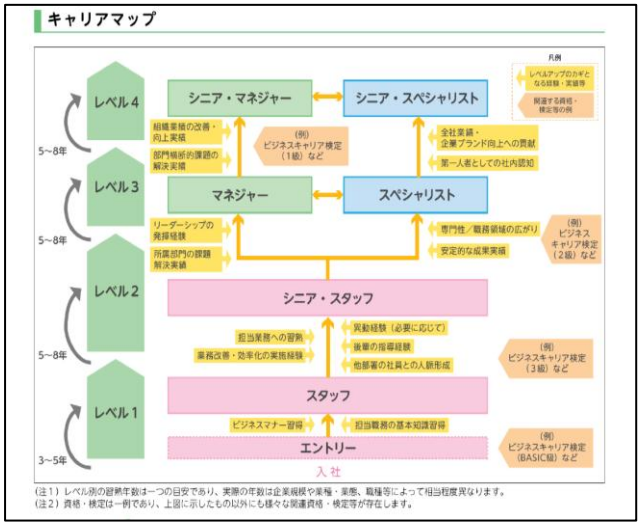

2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ・詳しい情報はこちらから

職業能力評価基準　検索

求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。
キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。

このうち、離職者向けの訓練について、令和６年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約9.0万人、求職者支援訓練の受講者数は約3.9万人で、訓練分野も多岐にわたります。
ハローワークで求人申し込みを行う際には、**ハロートレーニングを受講した方の採用**をご検討ください。

ハロートレーニング
急がば学べ

離職者向けハロートレーニング受講者数（分野別／令和6年度）

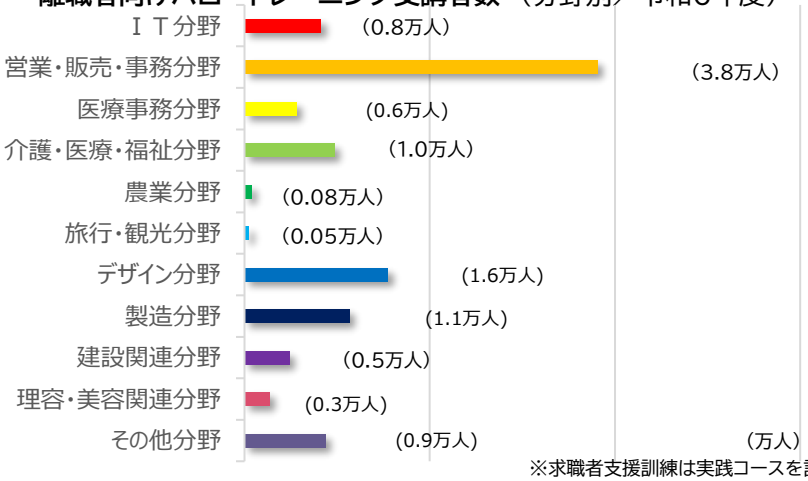

※求職者支援訓練は実践コースを計上



詳しい情報はこちらから

ハロトレ　検索

キャリア形成・リスキリング推進事業

キャリア形成

企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスキリング支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスキリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します。

- ●ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ●ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援
- ●セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- ●労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

お問い合わせ・詳しい情報はこちらから

キャリア形成・リスキリング推進事業　検索

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成２８年４月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。
キャリア形成・リスキリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

キャリア形成・リスキリング支援センターでは、セルフ・キャリアドックの導入を希望する企業に対する相談支援等を実施し、セルフ・キャリアドックの円滑な導入と取組の定着を支援します。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるといった効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです



・効果的な人材育成
ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

・採用活動
ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます 。
また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。
なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.８参照）。

詳しい情報はこちらから

ジョブ・カード　検 索

5

教育訓練給付金

キャリア形成

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合 ※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支給額	**一般教育訓練** 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）
	特定一般教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付（上限5万円） ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（上限25万円） ※受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。
	専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（年間上限40万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付（年間上限16万円） ③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付（年間上限8万円） ①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額（年間上限64万円） ※ただし、法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者は、別途定めがあります。 ※受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。

- 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、**「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります**（P.8参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトで確認できます。

詳しい情報はこちらから
教育訓練給付金　検索システム　検索

お問い合わせはこちらから
厚生労働省　ハローワーク　検索

教育訓練休暇給付金

キャリア形成

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

項目	内容
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

お問合せは最寄りのハローワークへ
ハローワーク　所在地　検索

支給要件等の詳しい情報はこちらから
教育訓練休暇給付金　検索

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、**公共調達における加点評価**や、**日本政策金融公庫の低利融資**などのメリットがあります。

認定マーク

お問い合わせ・申請書類提出先は
都道府県労働局またはハローワークへ

認定基準等の詳しい情報はこちらから
若者雇用促進総合サイト　検索

人材開発支援助成金

事業主向け助成金

事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

人材育成支援コース

〇人材育成訓練

10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。

〇認定実習併用職業訓練

新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

〇有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

〇中高年齢者実習型訓練

中高年齢者が実践的なスキルを習得するために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成

教育訓練休暇等付与コース

〇教育訓練休暇制度

3年間に5日以上の取得が可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※　労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

人への投資促進コース

〇高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

〇情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

〇定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

〇自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

〇長期教育訓練休暇制度

30日以上の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

〇教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

事業展開等リスキリング支援コース

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※　キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額を増額しています。 詳しくは「キャリアアップ助成金　厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

人材開発支援助成金　事業主向け助成金

（）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額（1人1時間当たり）		経費助成率		新規採用助成・職務代行助成 ※2※6	OJT実施助成額（1人1コース当たり）		設備投資加算※3
			賃金要件等を満たす場合※1		賃金要件等を満たす場合※1			賃金要件等を満たす場合※1	
人材育成支援コース	人材育成訓練	800円（400円）	1,000円（500円）	正規：45%（30%） 非正規：70%	正規：60%（45%） 非正規：85%	－	－	－	－
	認定実習併用職業訓練			45%（30%）	60%（45%）		20万円（11万円）	25万円（14万円）	
	有期実習型訓練※4			75%	100%		10万円（9万円）	13万円（12万円）	
	中高年齢者実習型訓練			60%（45%）	75%（60%）				
教育訓練休暇等付与コース		－	－	30万円	36万円	－	－	－	－
人への投資促進コース 令和4年4月～※8	高度デジタル人材訓練	1,000円（500円）	－	75%（60%）	－	－	－	－	－
	成長分野等人材訓練	1,000円※5	－	75%	－	－	－	－	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	800円（400円）	1,000円（500円）	60%（45%）	75%（60%）	－	20万円（11万円）	25万円（14万円）	
	定額制訓練	－	－	60%（45%）	75%（60%）	－	－	－	
	自発的職業能力開発訓練	－	－	45%	60%	－	－	－	
	長期教育訓練休暇制度	1,000円※6（800円）	－※6（1,000円）	20万円	24万円	新規採用助成※7：27、45、67.5万円 職務代行助成：75%	－	－	
	教育訓練短時間勤務等制度	－	－	20万円	24万円	－	－	－	
事業展開等リスキリング支援 コース 令和4年12月～※8		1,000円（500円）	－	75%（60%）	－	－	－	－	導入費用50%

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に助成率等を加算

※2 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）

※3 訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）（事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練に限る）

※4 正社員化した場合に助成　※5 国内の大学院を利用した場合に助成　※6 有給休暇の場合のみ助成

※7 休暇取得期間に応じて助成額が異なる　※8 令和8年度末までの時限措置

お問い合わせは都道府県労働局へ

詳しい情報はこちらから

人材開発支援助成金　厚生労働省　検索

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインとは

厚生労働省が策定した職業訓練の質の確保・向上に向けた取組のポイントを示したガイドラインです。
企業で実施されている研修や教育訓練において、その成果や改善点が十分に検証できていないケースが見受けられます。本ガイドラインにより、外部研修を活用する企業においても質の高い職業訓練サービスを選択する際の参考となるほか、より効果的な人材育成を進めるための視点を得ることができます。

職業訓練サービスガイドライン研修

職業訓練サービスガイドラインに基づく質の高い職業訓練サービスの提供に向けて、訓練の企画・実施・評価・改善などの実務について学ぶことができる研修です。民間教育訓練機関で職業訓練に携わる方を対象に、ガイドラインの考え方や具体的な取組事例を紹介しています。

研修内容	eラーニング学習	受　講　料	4,000円（税込）
対　象　者	訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など		

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度

職業訓練サービスガイドラインに基づく取組について、一定の基準に基づく審査を行い、要件を満たした民間教育訓練機関の事業所を認定する制度です。利用者や企業が職業訓練サービスを選択する際の目安となるほか、事業所の継続的なサービス品質向上につながることが期待されています。

○ 認定制度の対象となる事業所
　職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関
○ 認定マーク
　適合段階に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階で認定



お問い合わせ・詳しい情報はこちらから
職業訓練サービスガイドライン　検索

令和8年
10月版

あなたのスキルアップや キャリア形成を支援します！

SKILL UP↑

厚生労働省では、働いている方やこれから働こうとしている方が、スキルアップやキャリア形成をしていくための支援策を用意しています。ぜひご活用ください。

働きながらスキルアップしたい

教育訓練給付金
給付金
自ら費用負担した受講費用の一部（最大80%）を支給します

教育訓練休暇給付金
給付金
教育訓練に専念するため休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給します

P.2

ハロートレーニング（在職者訓練）
実践的
業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための訓練を受講できます

求職者支援制度
就職支援
雇用保険に加入していない方が、働きながら訓練を受講できます

リ・スキリング等教育訓練支援融資
融資
雇用保険に加入していない方が、スキルアップのために受講する訓練に必要な教育訓練費用と生活費の融資を受けられます

P.3

自身のキャリアを見直したい

キャリア形成・リスキリング推進事業
オンライン対応
専門家に、今後のキャリア形成などを無料で相談できます

ジョブ・カード
キャリアの棚卸し
キャリア・プランや自分の能力・強みなどを整理できます

job tag（職業情報提供サイト）
適職探索
希望する職業に必要なスキルや、自分に合う職業を調べることができます

P.4

就職・転職をしたい

ハローワーク
窓口相談
転職や再就職の相談ができます
希望に応じた仕事を探すことができます

離職したとき

ハロートレーニング（離職者訓練、求職者支援訓練）
無料
雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料（テキスト代等除く）で職業訓練を受講できます

P.5

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL081014開総01

教育訓練給付金

給付金

●指定の教育訓練を受講・修了した方に受講費用の20～80%※1を支給します

●対象は約1.7万講座

●在職中または離職して1年以内の方※2が対象

※1
専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練があり、それぞれ支給割合等が異なります。専門実践教育訓練は受講費用の最大80%を支給（2024年9月までに受講を開始している場合は受講費用の最大70%を支給）。80%の支給を受けるには、専門実践教育訓練受講→1年以内に資格取得・就職等→訓練前後での5%以上の賃金上昇といった要件を満たすことが必要です（講座ごとの支給率や上限額は、別途ご確認ください）。

※2
初回受講は1～2年以上、2回目以降の受講は3年以上の雇用保険の加入期間が必要です。詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

教育訓練給付金に係る支給要件、
指定講座等の詳しい情報はこちらから
教育訓練給付金 検索

活用例 ※上段は特定一般教育訓練、下段は専門実践教育訓練の例

現場でのスキルアップ 	●大型2種自動車免許取得講座を受講 ●入学料、受講料合わせて**20万円の支払い** ↓ 事前に受給要件を確認し、訓練修了後、申請すると**8万円（40%）**を支給 ↓ 加えて、資格を取得し1年以内に就職した場合**2万円（10%）**を追加支給
看護師を目指す 	●看護の専門学校に入学し、3年間通学 ●入学料、受講料合わせて**3年で180万円** ↓ 事前に受給要件を確認し、申請すると**半年ごとに15万円を**支給（計90万円（50%）） ↓ ●さらに、資格を取得し1年以内に就職した場合**36万円（20%）**を追加支給 ↓ ●加えて、訓練受講後に5%以上賃金上昇した場合**18万円（10%）**を追加支給

教育訓練休暇給付金

給付金

●労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です

●一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます

教育訓練休暇給付金に係る
支給要件等の詳しい情報はこちらから
教育訓練休暇給付金 検索

項目	内容
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

ハロートレーニング（在職者訓練）

実践的



●主に中小企業に勤める方々が、従事されている業務に必要な専門知識、技能、技術の向上を図るための訓練を受講できます

●訓練期間は2～5日間程度
※お申し込みは事業主の方を通じて行っていただく場合があります。

訓練コースの詳しい情報はこちらから
ハロトレ 在職者訓練 検 索

求職者支援制度

就職支援

●再就職、転職、働きながらスキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できます

●訓練期間は2～6か月、月80時間以上

詳しい情報はこちらから

制度活用の主な要件	
訓練受講の要件	■ハローワークに求職の申込みをしていること ■雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ■労働の意思と能力があること ■職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
給付金の支給要件	■本人収入が月8万円以下 ■世帯全体の収入が月30万円以下 ■世帯全体の金融資産が300万円以下 ■全ての訓練実施日に出席する。 やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合であっても8割以上出席する。 ※給付金が受けられなくても、交通費（通所手当）のみ受給することができる場合もあります。

リ・スキリング等教育訓練支援融資

融資

● 雇用保険被保険者以外の方等※1が、スキルアップのために訓練を受講する場合、その訓練に必要な教育訓練費用、教育訓練期間中の生活費について融資を受けることができます

● 訓練修了後、就職し、賃金の上昇等の要件を満たせば、残債務の一部返済免除を受けることができます

● 対象となる教育訓練※2の期間は、1ヶ月以上4年以内です

※1　その他、年齢や過去の就業経験等の要件があります
※2　訓練期間の他、実施主体等の要件があります

制度についての詳しい情報はこちらから
リ・スキリング等教育訓練支援融資 検索

【融資内容】

対象費用	融資上限額	
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

※　収入証明がない方も含みます。

キャリア形成・リスキリング推進事業

オンライン対応



- 今後の自分のキャリアの方向性などについて専門（キャリアコンサルタント）に無料で相談できます
- 1回60分（予約制）オンライン相談対応

こんな方にお勧めです
- ✓今の仕事や将来のキャリアに不安を感じている方
- ✓新たにスキルを身に付けたい方
- ✓再就職にお悩みの方

キャリアのご相談はこちら
キャリア形成・リスキリング推進事業　検索

ジョブ・カード

キャリアの棚卸し



- ジョブ・カードで、自分の能力や強みを整理しましょう
  例えば…これまでの仕事・学んだこと・職業訓練・免許・資格
- 今後の目標を考えたり、求職活動での自己PRに役立ちます

ジョブ・カードの作成方法

①ご自身でオンラインから
→「マイジョブ・カード」からオンライン上で作成

ジョブ・カードがつくれる、わかる マイジョブ・カード

②キャリアコンサルタントと相談しながら
→キャリア形成・リスキリング相談コーナーで作成

job tag（職業情報提供サイト）

適職探索



- 500種類以上の職業からさまざまな検索機能を使って興味のある職業を調べることができます
- 自己診断ツールで仕事に対する興味や価値観などからあなたに向いている職業を検索することができます
- 仕事の内容、必要なスキル、就業経路、労働条件など、その職業に関するさまざまな情報を確認できます

仕事について調べるなら
ジョブタグ　検索

job tagの使い方はこちらから

就職・転職をしたい

ハローワーク

窓口相談

●全国544か所のハローワークで、就職・転職に関する相談ができます。最寄りのハローワークへご相談ください（無料・予約不要）

●ハローワークには年間約1000万人の求人が寄せられているので、 相談しながらご自身にあった仕事を探すことができます



●以下のような専門的な相談ができる施設・窓口もあります

「マザーズハローワーク」
子育てと仕事を両立したい方向け

「マザーズハローワーク」や、ハローワーク内の「マザーズコーナー」では、お子さま連れでも利用しやすい環境を整備し、子育てしながら就職活動を行う方をきめ細かく支援しています。

「新卒応援ハローワーク」
学生生徒の方、卒業後おおむね3年以内の方向け

「新卒応援ハローワーク」では、学校等と連携し、専門の職員である就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に合わせた正社員就職に向けた個別支援を行います。

「わかものハローワーク」
正社員を目指す若者（おおむね35歳未満の方）向け

「わかものハローワーク」や、ハローワーク内に設置された「わかもの支援コーナー・窓口」では、専門の職員である就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に合わせた正社員就職に向けた個別支援を行います。

「障害者関連窓口」
障害のある求職者の方向け

全国のハローワークでは、障害のある方向けに、障害の特性を踏まえた専門的な相談を実施する窓口を設置しています。応募書類の作成支援や面接指導も行います。

最寄りのハローワークはこちらから
ハローワーク　所在地　検索

ハローワークの就職支援の詳しい内容はこちらから

離職したとき

ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

無料

●再就職を目指す方が、雇用保険の失業給付や、月10万円の給付金を受給しながら、無料（テキスト代等除く）で職業訓練（離職者訓練、求職者支援訓練）を受講できます

●訓練期間は概ね2か月～2年間

※お申し込みは、住所地を管轄する
ハローワークにお越しの上、ご相談ください



受講の条件・訓練コース
詳しい情報はこちらから
ハロトレ　検索

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」のご案内

制度を活用し、生活面の不安なく教育訓練を受けませんか？

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」は、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資する制度です！

融資内容

ハローワークで貸し付け要件の確認などの手続き後、別途、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）で貸し付けの手続きが必要です。その結果、融資を受けられないもしくは融資額が減額となる場合があります。

		融資額
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
	融資対象費用：入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品（パソコン、タブレット等）代　等 （融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払いが確認できる受験費用のみが融資対象）	
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

※収入証明がない方も含みます。

- 融資利率は年2.0%の固定金利（信用保証料0.5%を含む）。元金と利息の返済が遅れたら、遅延している元金に対し年14.5%の損害金（遅延利息）の支払い義務が発生します。
- 担保および保証人は不要（ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要）です。
- 3か月毎にハローワークで職業相談を受ける必要があります。

貸付方法

- 教育訓練費用：入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫より教育訓練機関に直接振り込みます。その他は本人の口座（労働金庫の口座に限ります。労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。生活費においても同じ。）へ振り込みます。
- 生活費：3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座に振り込みます。

返済方法

- 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- 訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済となります。
- 基本的に、利息の支払いは訓練期間中に始まります。
- 元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済します（最終弁済時の年齢は76歳未満）。
- 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

＼ さらに！／

一定の要件を満たした場合、融資額の返済が一部免除されます。

具体的な手続きは、お近くのハローワークにご相談ください！

（全国のハローワーク）

（制度ホームページ）

利用条件及び一部返済免除の概要などは裏面をご覧ください。

融資を受けるには、
条件を満たす方が対象の教育訓練を受講することが必要です。

融資を利用できる方の主な条件

■ ハローワークに求職の申し込みをしていること
■ 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
■ 労働の意思と能力があること
■ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
■ 過去に3年以上の就業経験があること
■ キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
■ 融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること　　等

融資の対象となる教育訓練

■ 訓練期間が1か月以上4年以内のもの（融資期間は、訓練期間のうち訓練開始から最大2年間）
■ 以下のいずれかに該当するもの
- 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練
- 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
- 求職者支援訓練または公共職業訓練等

返済の一部免除

以下の要件を満たしたことをハローワークが確認した場合、当該日の債務残高の一部を「免除割合」のとおり免除します。

- 融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- 求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- 訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- 訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5％以上上昇していること

免除割合	賃金が**5%以上**上昇した時	残債務の**30%**（上限額は100万円）
	賃金が**10%以上**上昇した時	残債務の**50%**（上限額は150万円）

以下の事項にご注意ください

◆ この制度は利息を含めて返済が必要になります。融資を受ける額は、将来返済が可能であり、真に必要な額としてください。利息の返済は教育訓練受講中に必要になる場合があります。
◆ 労働金庫で行う金融機関としての審査の結果、貸し付けを受けられない場合があります。
◆ 訓練を途中で辞めた場合、速やかにハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。
◆ 申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますのでご注意ください。
◆ 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。
◆ **返済免除額のうち、生活費にかかる額は一時所得として所得税の課税対象となるため、一定金額以上の生活費用の返済の免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。**

NARA LIVING

明日の暮らしを豊かに―
奈良で一番読まれている体験・体感型生活情報紙

「ならリビング」の主たる読者層は主婦を中心とした女性。暮らしをテーマに、きめ細かい取材による実用的な記事と親しみやすい紙面づくりは、20代から中高年世代まで幅広い女性に支持されています。美容・健康、グルメ、レジャー関連の情報はもちろん、育児・教育、家庭経済など等、日々の暮らしに役立つ話題や情報が満載。また、手作り教室や各種フェスタ、文化セミナー・資格講座、グルメ企画や通販など、実際に参加して楽しむことができる事業も展開。体験・体感型情報紙として人気を博しています。

女性の視点から奈良の魅力を伝えます

■ 媒体特性

本紙は新聞折込とスーパー店舗や食材宅配利用者、金融機関などに配布もしくは設置という形で無料配布。奈良県で最初に発行されたフリーペーパーとして長年にわたり愛読され続けてきました。地元新聞社ならではの強力な取材網を生かした紙面には、暮らしに役立つ生活情報が満載。その訴求力と宣伝効果は広告主から高い評価を受け、消費者サイドに立ったフリーペーパーとして声価を高めています。また、奈良の総合情報サイト「ならリビング.com」も女性ネットユーザーたちに好評です。

女性たちに絶大な信用と実績

発行部数 **253,050部**

北和版132,350部　中和版120,700部



※画像はイメージです。

■ 配布エリア 2版制

北和版：奈良市・生駒市
天理市・大和郡山市
京都府(木津川市・相楽郡)

中和版：橿原市・桜井市
大和高田市・五條市
御所市・香芝市・葛城市
宇陀市・生駒郡・北葛城郡
磯城郡・高市郡・吉野郡



■ 媒体データ

創　刊	1975年11月
版　型	タブロイド判
発行日	第1週 金曜日 (変更になる場合があります)
配布形態	朝日・読売・毎日・産経の各紙より折り込み配布、設置



■ SNS

Facebook　Instagram　Line

日本ABC協会加盟

■ 主な設置場所

奈良市
・オークワ 尼ヶ辻店
・メッサオークワ 北登美ヶ丘店
・ハッスル2 押熊店
・ルネサンス登美ヶ丘
・かんぽの宿 奈良
・秋篠音楽堂
・奈良YMCA
・奈良女子大学
・ならコープ コープ朱雀
・ならコープ コープおしくま
・ならコープ コープ学園前
・ならコープ コープ七条
・イオン 奈良店
・奈良ウェルネス倶楽部
・スーパーセンターオークワ 富雄中町店
・サンワシティ西大寺(B1)
・奈良市東向商店街協同組合 東向オフィス
・産直市場 よってって 秋篠店
・サンタウンプラザ すずらん館
・イズミヤ 新大宮店

生駒市
・オークワ 生駒菜畑店
・ならコープ ティアーズコープいこま
・イオン 登美が丘店
・スーパーセンターオークワ 生駒上町店

大和郡山市
・オークワ 大和郡山筒井北店
・産直市場よってって 大和郡山店
・スーパーループ 泉原店
・ラッキー やまと小泉店
・ならコープ コープいまご
・イオン 大和郡山店
・オークワ 大和郡山柳町店
・マルシゲ 小泉店
・asmo 大和郡山店

天理市
・オークワ 天理南店
・奈良健康ランド
・ハッスル3 天理店

橿原市
・オークワ 橿原常盤店
・産直市場よってって 橿原店
・ならコープ コープみみなし
・イオン 橿原店
・アーティザン・シャトー・ドール
・まほろばキッチン
・スーパーエバグリーンプラス 橿原膳夫店
・シューズショップミルキーウェイ

大和高田市
・オークワ 大和高田店
・弁天座
・ならコープ ハーモニープラザ・コープたかだ
・スーパーヨシムラ 坊城店
・産直市場 よってって 大和高田店

桜井市
・スーパーセンターオークワ 桜井店
・エバグリーン 桜井店
・パン&カフェ ボーノ (BUONO)
・イオン 桜井店

御所市
・スーパーセンターオークワ 御所店

香芝市
・オークワ 香芝逢坂店
・ウエストハウス
・香芝市ふたかみ文化センター

葛城市
・オークワ 葛城忍海店

生駒郡
・かんぽの宿 大和平群
・ならコープ ディアーズコープたつたがわ

北葛城郡
・イズミヤスーパーセンター 広陵店

磯城郡
・オークワ 田原本店
・スーパーセンターオークワ 田原本インター店

吉野郡
・オークワ 大淀西店

京都府
・スーパーサンフレッシュ 加茂店
・SHOP木の津 (平和堂アル・プラザ木津1F)
・イオン 高の原店
・奈良ニシカワじてんしゃ館 祝園店
・フレンドマート 木津川店
・カフェテラス ライン (けいはんなプラザ1F)

その他
・JAならけん 全支店
・ヨシケイ契約者

◀ 最新の設置場所は、ならリビング.comでご確認ください。